

### 1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立川前小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第13条及び仙台市いじめ防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という）第11条の規定に基づき、「仙台市立川前小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という）としてまとめ、ここに策定する。

### 2. 基本的考え方

#### （1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （2）市立学校及び市立学校の教職員の責務

仙台市では、条例第7条により、市立学校及び市立学校の教職員の責務が次のとおり定められている。本校は、その責務を十分認識の上、いじめをなくすための対策に総力を挙げて取り組むものとする。

市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むと共に、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (3) いじめの定義

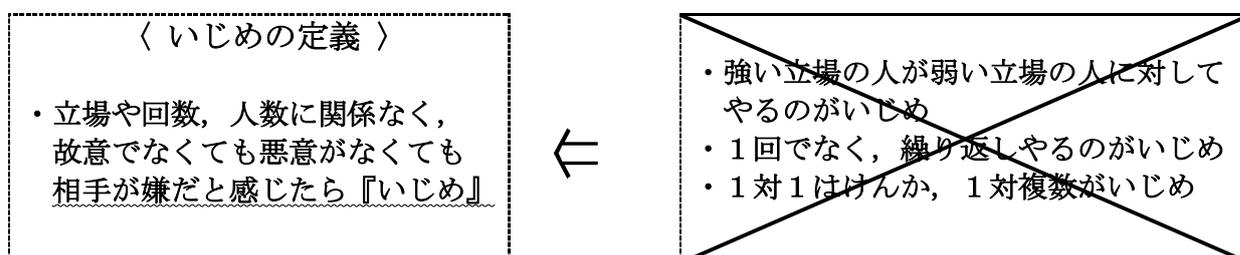
〈いじめの定義〉 (法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）〉

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つものである。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。



※ 故意でなくても悪意がなくても、相手が嫌だと感じたら「いじめ」になる。

#### 〔具体的ないじめの態様の例〕

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされる など
- その他

- ① 学校は，どんな小さなことでも，「いじめ」が認知された場合は，仙台市の方針により，加害，被害双方の保護者に事実を伝える。
- ② 事実が一致しない場合でも，訴えがあった事実や主張が一致しない場合には，仙台市の方針により，そのまま保護者に伝える。

### (4) いじめの認知

いじめの認知は，特定の教職員のみによるものでなく，条例14条及び法第22条の「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

## (5) いじめの防止等に関する基本的考え方

### “関わりを深め、認め合い、いじめのない川前小学校”

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意し、いじめの防止等のために学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

#### ①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、特別の教科「道徳」、「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

PTA 総会、授業参観、学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。さらに、情報モラル教育の推進と共に、携帯電話（スマホ）教室を開催し、ネットいじめの防止等に取り組んでいくことも重要である。

#### 〔いじめ防止のための措置〕

##### 〈学級担任〉

- ・ 日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めるとともに命を大切にする授業を継続して行う。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

##### 〈養護教諭〉

- ・ 学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

##### 〈生徒指導主任・いじめ問題担当〉

- ・ いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

##### 〈管理職〉

- ・ 全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。

#### ②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」そして、「どの子も加害者や被害者になりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るととも

に、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

#### 〔早期発見のための措置〕

##### 〈学級担任〉

- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談の機会を活用し、教育相談を行う。

##### 〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

##### 〈生徒指導主任・いじめ問題担当〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

##### 〈管理職〉

- ・児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する

### ③いじめへの対処

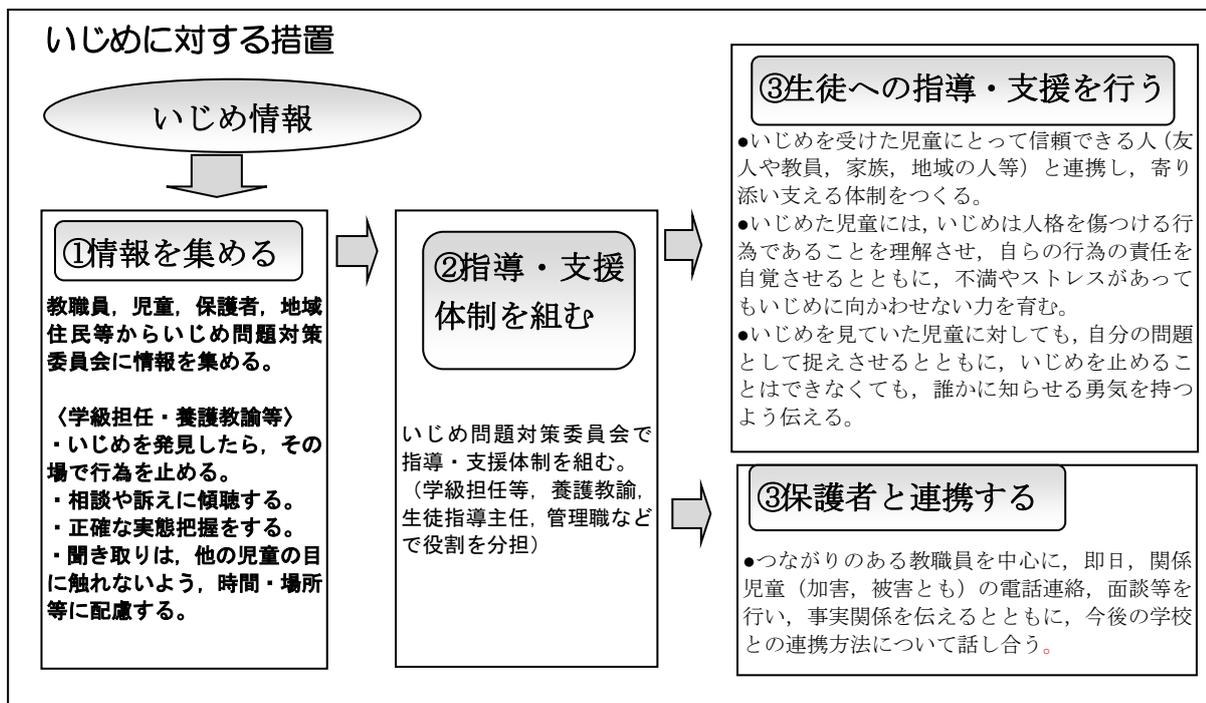
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、いじめ対策担当教諭、学年主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策サポート委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたりしたが、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。



#### ④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校の故郷復興プロジェクトによる取組、川前小学校父母教師会や地域支援本部、子供会、町内会等との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

#### ⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、大沢学区地域ぐるみ生活指導連絡会議を中心に、大沢駐在所、川前児童館や大沢市民センター、各相談関係専門機関や医療機関などとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

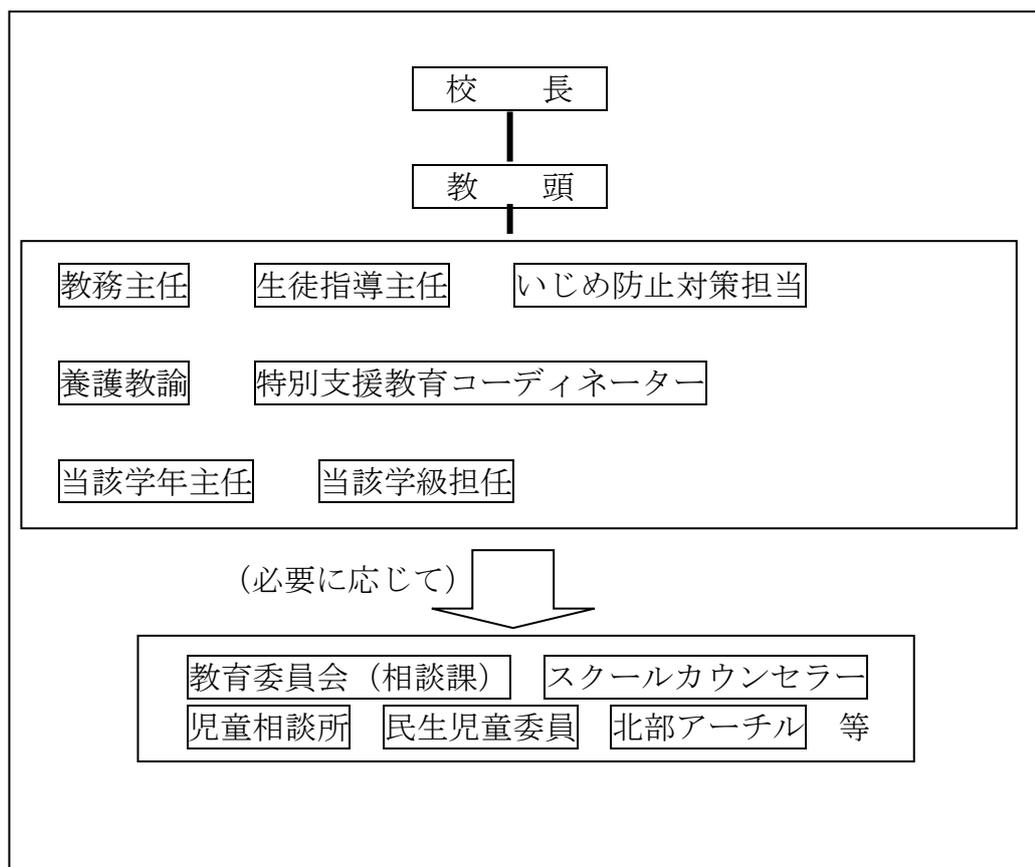
### 3. いじめの防止等のための対策の内容

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

##### ① 川前小学校いじめ防止等対策サポート委員会 (いじめの防止等の対策のための組織)

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「川前小学校いじめ防止等対策サポート委員会」(以下「本校対策サポート委員会」という。)を設置する。

## いじめ対策サポート委員会の組織図



委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、いじめ防止対策担当、教育相談担当教諭、学年主任、当該学年担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、校長は、内容や案件によって、必要に応じて、他の必要な教職員やスクールカウンセラー、さわやか相談員、保護者代表、外部専門機関職員等の出席を求めることができる。

本校対策サポート委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

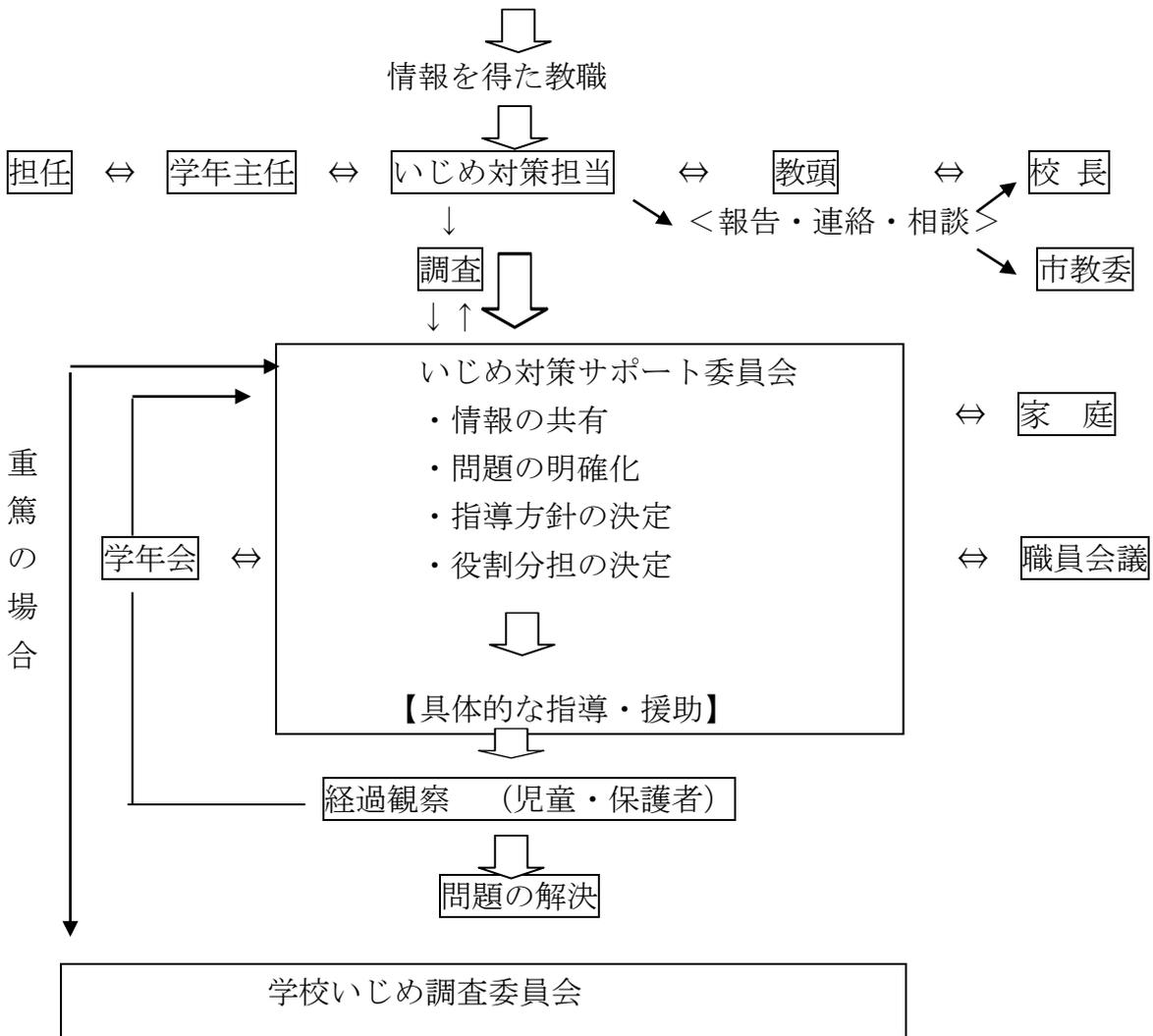
### ② 川前小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「川前小学校いじめ防止等対策サポート委員会」を母体にし、学校評議員、保護者代表、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「川前小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「川前小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

**組織的対応図**

学校・家庭・地域社会からの児童の気になる情報



## (2) いじめの防止等に関する取組

### ① いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、例年5月と11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。

#### [児童会の取り組み]

- ・ 5月には、今年度版川前小やしお児童会のスローガンを各学級で話し合い、今年度の児童会スローガンを採択する。

例：やしお児童会スローガン

や……やさしく  
し……信 頼  
お……思いやり

- ・ 児童会による校内放送（TV）での啓発活動。
- ・ 掲示物による啓発活動

- ・ 10月には、各学級によるいじめを防止するためにはどうしたらよいかを話し合い、その後、児童会で「川前小学校『わたしたちの行動宣言』」を採択する。その後、校内放送（TV）で啓発活動する。「私たちの行動宣言」は、保護者宛文書で保護者にも周知徹底を図る。

- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に特別の教科「道徳」や「総合的な学習の時間」、「学級活動」などを活用するだけでなく、教科・領域を問わず学校全体で取り組む。

なお、実施にあたっては、年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。

- いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、総合防災訓練を行う毎年6月に、いのち・人権を考える作文づくり週間を設け、全校集会や学校だより等で優秀作品を紹介する取組を行う。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、PTA総会、授業参観、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
  - ・ 本校のいじめ防止対策や今後保護者にできることを、保護者アンケートにおいて広く意見を求める。同様に全校児童においても広く意見を求める。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

なお、実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

### ② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

- ・児童からの相談＝担任，いじめ対策担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー，さわやか相談員
- ・保護者，地域住民からの相談＝教頭，いじめ対策担当教諭，教育相談担当教諭，生徒指導担当，担任

- いじめ実態把握調査の他の，全児童対象の本校独自のアンケート調査を毎月（５月～７月，９月～３月）に実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため，７月と１２月に「担任と児童との面談」，夏休み期間中に「担任と保護者との面談」を実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化，いじめの発見・把握のための注意事項など，いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。  
具体的には，学校対策サポート委員会が作成した「川前小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

### ③ いじめへの対処

- 事実確認の調査，その後の対応，改善指導など，本校としてのいじめに対する対処にあたっては，学校対策サポート委員会が作成した「川前小学校いじめ対応マニュアル」をもとに，個々の事案の内容を踏まえて，学校対策サポート委員会を中心に，適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ，進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに，転校や進学にあたっては，個人情報にも留意しながら，適切な引継ぎに努める。

### ④ 地域や家庭との連携

- P T Aとの共催により，いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に，インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。  
具体的には，毎年度，P T Aとの協議により，実施要項を定め，計画的に実施したり，ノーメディアデーを設けたりする。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を，学校ホームページや学校だよりにより，保護者，地域の方々へ周知する。
- 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において，「自分たちが地域のためにできること」をテーマに，児童による地域へのボランティア活動，児童と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。  
具体的には，毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて，企画・実施する。

### ⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，地域における青少年健全育成事業などを，大沢学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ，地域団体，地域の関係機関との協働により取り組む。

### (3) 保護者、学校関係者評価委員のご意見に基づいて取り組むこと

～ 学校への感想、取り組みに関わること ～

- 早期発見に関わる取り組み
  - ・ 毎月の児童の振り返りアンケートや年2回の児童との面談を継続する。しかし、学校は、アンケートや児童との面談に頼ることなく、児童の様子を注意深く見守り、児童の不安や変化、いじめのサイン等を見逃さないために、仙台市教育委員会作成「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」等を活用し、児童が抱える不安等を想定しながら、学校全体として児童の状況把握に努めていく。
- 家庭との連携
  - ・ 学校から、些細なことでも子供のことで気が付いたことは保護者に連絡する。また、話をしたり聞いたりする場を多くし、情報を共有するなど連携を密にしていく。
- 教育活動の場での取り組み
  - ・ 「いじめはしない、させない、許さない」の強い決意を持って、善悪を正しく教えると共に、傍観者にならない。相手の立場になって考え行動できるような指導、そして自分がされて嫌なことはしない指導を進めていく。心の教育、命を大切にする授業を計画的に行う。
- 家庭、地域に望まれること
  - ・ 何か気になることがあったら話を聞く時間を取り、親子でのコミュニケーションに努める。いじめに限らず、学校に連絡・相談したり、普段から、いじめについて話し合ったりする。
  - ・ 川前の子供を見守り、子供たちの話を聞き、自分の子供以外でも、川前の子供のことで気になることや普段と様子が違うことがあれば学校へ連絡する。
  - ・ 地域の活動を通して、学校への情報提供など学校と連携していじめ問題に取り組む。

### (4) 児童の振り返りアンケートを通して、児童ができること、要望

- 自分たちの取り組み、自分にできること
  - ・ 一人ですごしている人がいたら声を掛け、一緒に遊ぶ。
  - ・ 自分がされて嫌なことはしない。
  - ・ 嫌なことや悪口を言わない。
  - ・ いじめを見ている人や、いじめをしている人を注意する。
- 学校の先生や大人に望むこと。
  - ・ 話をよく聞いてくれたり、見守ってくれたりして欲しい。

※ 子供たちは、いじめについてよく考えている。学校、保護者、地域として子供たちの可能性を信じ、未来志向でいじめ予防、いじめ防止の指導を継続していく。

## (5) 重大事態への対処

### ① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

### ② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

#### 参考<<重大事態の調査主体と調査組織>> 仙台市基本方針より

##### (a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

##### (b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

### ③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

## 4. その他の重要事項

川前小学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。

## いじめ対策・不登校に関する年間指導計画

◇は不登校対策

月	校内体制	学級・学年	特別活動
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新年度体制。学校、学年間の情報交換。個別指導記録の引き継ぎ。</li> <li>●問題を抱えた児童の共通理解（生徒指導全体会①）</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学年会・学級開き</li> <li>●引き継ぎ事項の確認</li> <li>●あいさつ訪問</li> <li>●体力アップタイム</li> <li>●いじめに関わる授業（道徳、人権教育）（通年）</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修（データベース入力など）</li> <li>●ふりかえりアンケート①</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動会に向けて</li> <li>●きずな宣言シート①</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代表委員会の議題化と取り組み</li> <li>●やしおL①</li> <li>○いじめ防止『きずな』キャンペーン</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート②追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全児童面談①</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおS①</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート③追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳の授業（授業参観）</li> <li>●やしおまつりへの取組</li> <li>●きずな宣言シート②</li> <li>◇SC と遊ぼう会①</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> <li>●教育相談（全家庭実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおまつり</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修 ●情報交換（職員会議）</li> <li>●夏休み生活調査</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート④追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1学期の振り返り</li> <li>◇SC と遊ぼう会②</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおS②</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導全体会②</li> <li>●ふりかえりアンケート⑤追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2学期に向けて</li> <li>●きずな宣言シート③</li> <li>◇SC と遊ぼう会③</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおL②</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止『きずな』キャンペーン</li> <li>○いじめ実態調査（仙台市）追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習発表会への取組</li> <li>◇SC と遊ぼう会④</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止『きずな』キャンペーン</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> <li>●ふりかえりアンケート⑥追跡調査</li> <li>●学校生活を振り返って（児童アンケート）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育相談（希望者実施）</li> <li>●きずな宣言シート④</li> <li>●全児童面談②</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおL③</li> <li>●やしおS③</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート⑦追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇SC と遊ぼう会⑤</li> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおS④</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート⑧追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やしおS⑤</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふりかえりアンケート⑨追跡調査</li> <li>●情報交換（職員会議）◇教育相談</li> <li>●次年度への引き継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通級指導教室・SC と情報交換</li> <li>●新年度に向けて</li> <li>●きずな宣言シート⑤</li> </ul>	